（競争参加者の審査等）
第４条　契約担当職等は、契約の種類ごとに、その金額等に応じ、経営の規模及び経営状況その他必要な事項について、入札資格の設定をするものとする。
２　契約担当職等は前項の規定により資格の設定をした場合においては、随時に、入札に参加しようとする者の申請を待って、その者が当該資格を有するかどうかを審査のうえ、前項の資格を有する者の名簿を作成しなければならない。
３　前項の規定により、入札に参加する者の資格審査が終了したときは、資格を有すると認めた者及び資格がないと認めた者にそれぞれ必要な通知をしなければならない。
（一般競争の公告）
第５条　契約担当職等は、特定調達契約につき一般競争に付そうとするときは、その入札の期日の前日から起算して少なくとも40日前（一連の調達契約に関し、その最初の契約に係る入札の公告において、その後の契約に係る入札の公告において24日以上40日未満の入札期間を定めることを示す場合には、当該その後の契約については、その定めた期日まで）に官報により公告しなければならない。ただし、急を要する場合においては、その期間を10日までに短縮することができる。
２　契約担当職等は、入札者若しくは落札者がない場合又は落札者が契約を結ばない場合において、さらに入札に付そうとするときは、前項による入札公告の期間を短縮することはできないものとする。
（一般競争について公告をする事項）
第６条　前条の規定による公告は次に掲げる事項についてするものとする。
一　競争入札に付する事項
二　競争に参加する者に必要な資格に関する事項
三　契約条項を示す場所及び日時
四　入札を行う場所及び日時
五　入札保証金に関する事項
六　一連の調達事項にあっては、当該一連の調達契約のうち一の契約による調達後において調達が予定される物品等又は特定役務の名称、数量及びその入札の公告の予定時期並びに当該一連の調達契約のうちの最初の契約に係る入札の公告の日付
七　第10条に規定する文書の交付に関する事項
八　落札者の決定の方法
２　契約担当職等は、前項の公告において、当該公告に示した競争に参加する者に必要な資格のない者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札は無効とする旨を明らかにしなければならない。
３　契約担当職等は、第１項の規定による公告において、当該契約担当職等の氏名及びその所属する部等の名称並びに契約の手続において使用する言語を明らかにするほか、次の各号に掲げる事項を、英語により記載するものとする。
一　調達をする物品等又は特定役務の名称及び数量
二　入札期日
三　契約担当職等の氏名及びその所属する部等の名称
（指名競争の公告等）
第７条　契約担当職等は、特定調達契約につき指名競争に付そうとするときは、第５条第１項の規定の例により、公告をしなければならない。
２　前項の規定による公告は、前条の規定により一般競争について公告をするものとされている事項のほか、指名競争において指名されるために必要な要件についてもするものとする。
３　指名される競争参加者に対しては、前条第１項第一号及び第三号から第五号までに掲げる事項を第１項の規定による公告の日において当該競争参加者に通知するものとする。
４　前項の場合においては、前項により通知しなければならない事項のほか、次に掲げる事項を通知しなければならない。
一　一連の調達契約にあっては、前条第１項第六号に掲げる事項
二　契約の手続において使用する言語
（公告に係る一般競争又は指名競争に参加しようとする者の取扱い）
第８条　契約担当職等は、契約担当職等が特定調達等契約につき一般競争に付そうとする場合において公告をし、又は指名競争に付そうとする場合において前条第１項の規定による公告をした後、当該公告に係る一般競争又は指名競争に参加しようとする者から第４条第２項の規定による申請があったときは、速やかに、その者が第４条第１項の規定による基準に基づく資格を有するかどうかについて審査を開始しなければならない。
２　契約担当職等は、特定調達契約に係る指名競争の場合においては、前項の規定による審査の結果、第４条第１項の規定による基準に基づく資格を有すると認められた者のうちから、指名されるために必要な要件を満たしていると認められる者を指名するとともに、その指名する者に対し、前条第３項に規定する事項及び第４項各号に掲げる事項を通知しなければならない。
３　契約担当職等は、特定調達契約につき一般競争又は指名競争に係る資格審査の申請を行った者から入札者が第１項の規定による審査の終了前に提出された場合においては、その者が開札の時において、一般競争の場合にあっては第６条第１項第二号に規定する競争に参加する者に必要な資格を有すると認められることを、指名競争の場合にあっては、前項の規定により指名されていることを条件として、当該入札書を受理するものとする。
４　契約担当職等は、第１項の資格審査の申請があった場合において、開札の日時までに同項の規定による審査を終了することができないおそれがあると認められるときは、あらかじめ、その旨を当該申請を行った者に通知しなければならない。
（郵便等による入札）
第９条　契約担当職等は、特定調達契約につき郵便又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）第２条第６項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第９項に規定する特定信書便事業者による同条第２項に規定する信書便による入札を禁止してはならない。
（技術仕様）
第９条の２　契約担当職等が、環境に関するラベルのために定める環境を害しない技術仕様又は欧州連合若しくは日本国において効力を有する関係法令に定める環境を害しない技術仕様を適用する場合には、これらの技術仕様に関し、次のことを確保しなければならない。
一　契約の対象である物品又はサービスの特性を定めるために適当なものであること。
二　客観的に検証可能かつ無差別な基準に基づくものであること。
２　契約担当職等は、調達の実施に関する環境上の条件を定めることができる。ただし、当該環境上の条件が、国際約束に定める規則と両立しており、かつ、調達計画の公示において又は調達計画の公示若しくは入札説明書として使用される他の公示において示されている場合に限る。
（入札説明書の交付）
第10条　契約担当職等は、特定調達契約につき一般競争又は指名競争に付そうとするときは、これらの競争に参加しようとする者に対し、その者の申請により、次に掲げる事項を記載した入札説明書を交付するものとする。
一　第６条又は第７条第２項の規定により公告をするものとされている事項（ただし、第６条第１項第七号に掲げる事項を除く。）
二　調達をする物品等又は特定役務の仕様その他の明細
三　開札に立ち会う者に関する事項
四　契約を担当する職員の氏名並びにその所属する部等の名称及び所在地
五　契約の手続において使用する言語
六　契約の手続において電子的手段を用いる場合には、当該電子的手段に関する事項
七　その他必要な事項
（落札）
第10条の２　契約担当職等は、他の入札書に記載された価格よりも異常に低い価格を記載した入札書を受領した場合には、当該価格が補助金の交付を考慮に入れたものであるかどうかについて当該入札書を提出した供給者に確認を求めることができる。
（随意契約によることができる場合）
第11条　特定調達契約については、次に掲げる場合に該当するときに限り、随意契約によることができるものとする。
一　一般競争又は指名競争に応ずる入札がない場合、行われた入札がなれ合いによる場合若しくは入札に関する条件に合致していないものである場合。ただし、当初の入札の要件が契約の締結にあたって実質的に修正されないことを条件とする。
二　他の物品等をもって代替させることができない芸術品又は特許権等の排他的権利に係る物品等若しくは特定役務の調達をする場合において、当該調達の相手方が特定されているとき。